

第 2 回総合政策部会（平成 30 年 2 月 28 日開催）における主な委員発言要旨及び対応案

主な発言要旨	対応案
<p>温室効果ガス総排出量の削減目標、実行計画の策定、適応策、行政（県）の責務、戦略のモニタリングについて、新たな条例に位置付けるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな条例には、県による実行計画(戦略)の策定や県の責務を規定することを想定している。温室効果ガス総排出量の削減目標は、条例に基づき策定する実行計画(戦略)において掲げる。 ・ 温室効果ガスの排出状況の推移や施策の進捗状況は、戦略の進行管理の中で把握する。 ・ また、気候変動の影響への適応に関する規定について、新たな条例に位置づけることを想定している。
<p>温室効果ガス削減に向けた強い姿勢がある。削減目標に対する危機感がないと思われるが如何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな条例には、県の責務を明確に位置づけるとともに、地球温暖化対策の重要性について表現していきたいと考えている。
<p>農林水産業の吸収源対策については、どのように考えているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和策だけでなく、吸収源対策についても地球温暖化対策として重要と考える。農林水産部と連携し、しっかりと推進していく。
<p>新たな条例の名称については、「地球温暖化防止条例」なのか、適応策を入れた「地球温暖化対策条例」なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の名称については、環境審議会からの答申内容を踏まえ、条例の内容を表現できる適切なものを考えたい。

主な発言要旨	対応案
<p>地球温暖化対策計画書制度の見直しに当たっては、事業者 に過度な負担とならないようにしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの計画書及び実施状況書を県が評価するとともに、温室効果ガス削減の観点から、事業者の協力を得ながら、必要に応じて資料の提出を受けたり、現地の確認をすることにより、適切な削減対策を助言することができる制度を想定している。
<p>地球温暖化対策計画書制度の評価制度は良い提案だと思う。さらに発展させて表彰すると、頑張る事業者がいるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価の結果については、表彰を含めて事業者のインセンティブとなるように活用方法を検討していきたい。